

厨房機器購入および設置注意事項

本校給食に使用するために購入設置する厨房機器および設置にともなう取付工事は仕様書のとおりであり、次の条項に適合するものであること。

1 一般事項

- (1) 寸法及び材質等については、別紙機器仕様図面のとおりとする。
- (2) 仕様書に明記していない事項であっても当然行わなければならないと認められる事項及び工作、作業は、担当者に確認のうえ実施すること。
- (3) メーカー保証のある物品を納入すること。または、保証期間中に故障等が生じた場合は、本校の要求に応じ、直ちに修理または無償にて取り換えること。
- (4) 機械の取り扱いについて、説明を行うこと。または、機器取扱説明書（日本語）を添付すること。
- (5) 必要な厨房機器への給水設備、排水設備、電気設備、ガス設備の2次側接続工事を現場1次側設備より、別紙機器仕様図面を参考に適切に行う。
- (6) 2次側設備接続工事及びフード増設工事の不具合保証期間を1年と定め、保証期間中に不具合等が生じた場合は、本校の要求に応じ、直ちに修理または無償にて対応すること。

2 特記事項

- (1) 既存機器は、稼働点検及びクリーニングをした上で、厨房図面の指定場所へ設置すること。点検の際に機器に不具合が発覚し、部品交換等が必要で費用が発生する場合は、別途見積りの上、担当者と相談し対応する。
- (2) 厨房機器を搬入据付設置後、必要な厨房機器への給水設備、排水設備、電気設備、ガス設備の2次側接続工事を行い、試運転調整作業を行うこと。
- (3) 電気設備配線にかかわる部分については、防水処理を施すこと。
- (4) 加熱機器及び背の高い機器は転倒防止措置を施すこと。
- (5) 機器納入の際に壁、床を傷めないように必要箇所に養生を施すこと。
- (6) 板金物全般、台類・シンク類等はJFEA 認証を取得できる製品とする。